

建築士の免許の取消しについて

令和2年度				
取消年月日	氏名	建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年1月27日	山口 耕史	木造建築士	第918号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)